

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第31号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(地域振興局長への委任) 第3条の3 (略) 2 (略) 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(34)の75 (略) (35) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第5条の規定による <u>特定施設等</u> の設置の届出を受理すること。 (36) 水質汚濁防止法第6条第1項の規定による一の施設が <u>特定施設等</u> となつた際の届出を受理すること。 (37) 水質汚濁防止法第7条の規定による <u>特定施設等</u> の構造等の変更の届出を受理すること。 (38) 水質汚濁防止法第8条の規定により、届出に係る <u>特定施設等</u> の構造等に関する計画の変更又は設置計画の廃止を命ずること。 (39) 水質汚濁防止法第9条第2項の規定により、 <u>特定施設等</u> の設置等の実施の制限期間を短縮すること。 (40) 水質汚濁防止法第10条の規定による <u>特定施設等</u> の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。 (41) 水質汚濁防止法第11条第3項の規定による <u>特定施設等</u> の設置者の地位の承継の届出を受理すること。 (42)・(43) (略) <u>(43)の2 水質汚濁防止法第13条の3第1項の規定により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造等の改善又は使用の一時停止を命ずること。</u> (44)～(48) (略) (49) 水質汚濁防止法第22条第1項の規定により、 <u>特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であつた者</u> に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。 (50)～(204) (略) 4～10 (略)	(地域振興局長への委任) 第3条の3 (略) 2 (略) 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(34)の75 (略) (35) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第5条の規定による <u>特定施設</u> の設置の届出を受理すること。 (36) 水質汚濁防止法第6条第1項の規定による一の施設が <u>特定施設</u> となつた際の届出を受理すること。 (37) 水質汚濁防止法第7条の規定による <u>特定施設</u> の構造等の変更の届出を受理すること。 (38) 水質汚濁防止法第8条の規定により、届出に係る <u>特定施設</u> の構造等に関する計画の変更又は設置計画の廃止を命ずること。 (39) 水質汚濁防止法第9条第2項の規定により、 <u>特定施設</u> の設置等の実施の制限期間を短縮すること。 (40) 水質汚濁防止法第10条の規定による <u>特定施設</u> の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。 (41) 水質汚濁防止法第11条第3項の規定による <u>特定施設</u> の設置者の地位の承継の届出を受理すること。 (42)・(43) (略) (44)～(48) (略) (49) 水質汚濁防止法第22条第1項の規定により、 <u>排水を排出する者又は同法第12条の3に規定する者</u> に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。 (50)～(204) (略) 4～10 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。